

議案第 13 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月25日条例第38号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月25日三宅町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第9項次のように改める。

- 9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第8条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者が」を「当該職員が」に、「、その者の」を「、当該職員の」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第10条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める

第15条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第4条第1項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第25項の次に次の8項を加える。

(定年引上げに伴う給与に関する特例)

26 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第28項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年三宅町条例第8号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

28 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定

日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。

33 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第28項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

34 育児短時間勤務職員に対する附則第26項の規定の適用については、同項中「 イ とする」とあるのは、「 イ に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用の職員以外の職員の項中「再任用の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
------------	--	------------	------------	------------	------------	------------	------------

短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例により改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)附則第26号から第33項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三宅町条例38号)第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年三宅町条例第16号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第5条 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、

休暇等に関する条例(平成6年三宅町条例第16号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同乗第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第8条の2第2項、第10条第3項及び第15条第3項の規定を適用する。

第7条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第15条第3項の規定を適用する。

第8条 新条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第9条 一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項から第8項まで、第7条から第7条の2まで、第8条の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

第10条 前7条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第38号)新旧対照表

改正後（案）	現行
(初任給、昇格、昇給の基準) 第4条（略） 2 ～ 8（略） 9 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額</u> <u>は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> （削除） （通勤手当） 第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	(初任給、昇格、昇給の基準) 第4条（略） 2 ～ 8（略） 9 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、育児短時間勤務職員となつた再任用職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。</u> 第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 （通勤手当） 第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担する事を常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下_____「運賃等」という。)を負担する事を常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの(以下_____「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下_____「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当

当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前三任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア ～ ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 ～ 6 (略)

(時間外勤務手当)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第13

額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア ～ ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 ～ 6 (略)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第13

条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の125を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する(育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を越えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。))。

(1) ～ (2) (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を越えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を越えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定める時間を除く。)の時間が1ヶ月について60時間を越えた職員には、その60時間を越えて勤

条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の125を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する(育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を越えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。))。

(1) ～ (2) (略)

2 (略)

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を越えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を越えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定める時間を除く。)の時間が1ヶ月について60時間を越えた職員には、その60時間を越えて勤

務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する町長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する町長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 ～ 6 (略)

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項まで及び附則第21項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第21項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 ～ 5 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 ～ 6 (略)

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第21項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第21項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 ～ 5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第17条の2 第4条第1項から第8項まで、第7条、第7条の2及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(定年引上げに伴う給与に関する特例)

26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第28項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年三宅町条例第8号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(再任用職員等についての適用除外)

第17条の2 第7条、第7条の2及び第8条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

(新設)

(新設)

28 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(新設)

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(新設)

- 31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 33 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第28項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 34 育児短時間勤務職員に対する附則第26項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表1

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以		円	円	円	円	円	円

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表1

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以		円	円	円	円	円	円

外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100

外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600

58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000

58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000

77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			

77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			

96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				

96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				

	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
定年前再任用短時間 勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100